



MIN-IREN 憲法 Café vol.10

2017年7月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

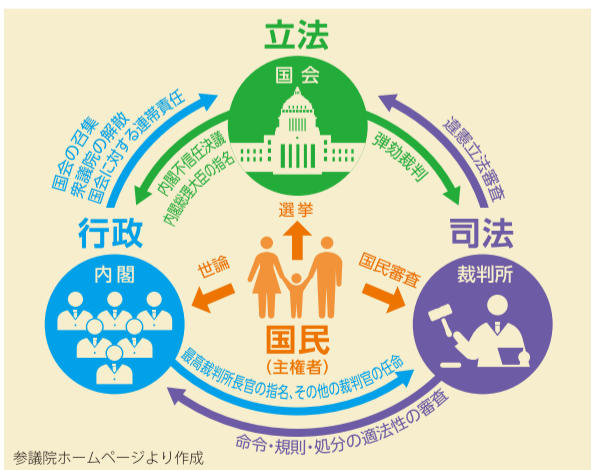
近代憲法の条件 立憲主義と 権力分立

9条改憲に「前のめり」の安倍首相。今秋の臨時国会中に、憲法審査会に自民党案を提出するとまで言っています。内閣総理大臣のこのような発言は、憲法の仕組みを全く無視しており、憲法99条「憲法尊重擁護義務」にも「三権分立」にも反します。憲法は、権力を縛るもので、国民から国家権力の側に対して向けられているルール、国への「命令書」です。国家権力が暴走しないように、その権力をひとつの国家機関に集中させないようにする「権力分立」と、多数意見によっても変えることのできない個人の自由と人権を保障するという「立憲主義」の内容を持ち合わせたものが憲法です。

三権分立とは

国の統治にかかわる権力作用をそれぞれ別の機関に割りあて、権力の濫用を防ぐ考えを「権力分立」と言います。

「三権分立」とは、立法権と行政権と司法権の三権を、別々の機関に受け持たせるしくみのことです。立法権は国会にのみあり、法律にもとづいて政治を行う行政権は内閣が最高権力を持ち、司法権は裁判所のみが持っています。これら三権が、おたがいに監視しあい、チェックすることで権力の濫用を止めています。「権力分立」は、「法の支配」※や「立憲主義」とともに近代憲法の不可欠の要素です。



参議院ホームページより作成

日本国憲法の権力分立の規定

日本国憲法には、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」(41条)、「行政権は、内閣に属する」(65条)、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」(76条)とそれぞれ定められています。

国会には弾劾裁判所を設置できる権限があり、裁判官をやめさせることができます。国会の衆議院は内閣不信任の議決ができます。内閣は衆議院の解散を決められます。最高裁判所長官を指名できる権限があるのは内閣です。

一方、裁判所には法律が憲法に違反していないか判断できる権限(違憲立法審査権)があり、内閣が作った法律や政令が憲法に違反していないか判断できます。このように、互いに人事面や法律面で抑制と均衡(チェック&バランス)を働かせる制度となっています。

日本国憲法は、権力分立の原理を国の統治機構の重要な原理として位置付けており、「法の支配」の実現のためにも重要な役割を担っています。

※「法の支配」とは、権力者の意思ではなく、あらかじめ定められた「法」によって国家統治を行うことであり、権力者を含めた国家機関はすべて法に拘束されるとするもの。

憲法の立憲主義を破壊する安倍政治

安倍政権は、この間、国民の多くが反対意見や不安を表明している法案を、国会で十分な議論をせずに数の力で押し切ってきました。

国民の知る権利が損なわれる「特定秘密保護法」(2013年12月)や、憲法学者など専門家から憲法違反と指摘された「安全保障関連法(戦争法)」(2015年9月)も、国民の多くの反対があるにもかかわらず自民・公明与党の多数で強行成立させました。そして、先の通常国会では、起きてもない犯罪を取り締まることで捜査当局が個人の思想・信条という内心にまで踏み込み、監視社会への懸念が指摘される「共謀罪法案」を、参議院での委員会採決を省略し、本会議で強行採決するという異例の方法で成立させました。また、森友・加計学園の疑惑の徹底究明を求める野党の臨時国会開催の要求も拒否しています。(憲法第53条「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなければならない」)

いま日本の政治は、内閣が国権の最高機関である国会を軽視し、憲法の立憲主義の原則を踏みみにじっている異常な状況です。こうした政治家たちが、憲法に手を付けようとしていることをよく見ておかなければなりません。

初めて憲法を読んだのは20数年前。そこには、平和のために武力を放棄し、国民には基本的人権があり、差別されず、自由であると書かれていた。当時は「驚き」よりも「当然」であると受け止めたことを覚えている。自由、平等、平和といった理念を当たり前のこととして感じられる恵まれた環境にいた。しかし、月日が経ち、産婦人科医として医療現場に立つと自分の視野の狭さに気付いた。早産のリスクがあるため安静を指導したが「仕事が休めないで安静にはできない」、母乳育児を勧めても「仕事復帰の妨げになるので母乳を止めて欲しい」、夫婦の間にできた子どもでも「貯蓄がないので、今回の妊娠は諦めます」。

初めは自分の耳を疑ったが、話を聞いていくと患者さん達がいかに苦しい生活環境におかれているかが見えてくる。「自己責任かもしれないが、私がそんな言葉が本人の口から漏れてきた。本当にそうだろうか。育ってきた環境や労働の現場で、基本的人権は守られていたのか。たとえ失敗があっても、完璧な人間はいないのだからその失敗だけで苦ししい生活を送る社会がおかしいのではないか。

人は生まれながらにして「不平等」である。弱肉強食の世界の中で、人々が平和と自由に生きるために編み出したのが「憲法」だ。だが日本では、憲法が捻じ曲げられ、無視されてきた。さらに書き換えられようとしてきている。日本人は我慢強い国民だと言われるが、いつまで我慢するのだろうか。貧富の格差が拡大して多くの人が生活の余裕を失っている中で、悠長に憲法を変えようと検討している「政治家」に怒るべき時だ。政治の責任を問いただし、憲法の目指す社会を実現することこそが最優先の課題である。改善すべきは「政治家」であり「法律」であり、「生活」だ。憲法に書かれた社会がこれから生まれてくる子どもたちにとって「当たり前」の社会にしていこう、ましてや戦争で殺し殺されるような社会にしないこと、その責任は今を生きる我々にある。

現場から見える憲法

前橋協立病院 白石知己

自分たちで町の将来を選ぶ

政府や電力会社が原発推進しても、私たちの町に原発はいらない。町の将来は自分たちで選ぶ

1996年8月4日、人口約3万人の新潟県巻町(当時)は、東北電力の原発建設の是非を問う全国初の「住民投票」を実施しました。投票率は88%超。結果は、投票総数の61%にあたる1万2478票が原発

住民こそ主人公

憲法第8章 地方自治



権力分立の
もうひとつのあり方
“中央と地方自治”
身近な地域で
安心して暮らせる
まちづくりを

「ノー」でした。地域で学習を重ね、民主主義の原点に立ち返り、住民の意思を確認する住民投票を実施した巻町の町民のとりくみは、「民主主義の学校」として全国で高く評価されました。まさに憲法の地方自治の実践、「住民こそ主人公」です。

憲法第8章 地方自治
地方自治の本旨、住民自治と団体自治
現行憲法第8章「地方自治」の92条は、第

8章全体の総則規定です。現行憲法の原理は、個人の尊厳を基礎として、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義にあります。これが憲法92条の「地方自治の本旨」の土台です。国政においても地方自治においても、憲法の原理は実現、確保されるのです。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

93条から、住民がその地域の主権者として地方自治、地方行政に直接参加すること(住民自治)、94条から、地方自治体がある地域に関する事柄について、住民の人権実現のために必要な場合は、中央政府から独立して決定し活動すること(団体自治)が導かれます。大事なことは住民の人権保障のため、中央と地方が抑制と均衡を及ぼし合うことです。

自民党改憲草案がねらう「地方自治」の全面改定

安倍9条改憲とともに、自民党の2012年改憲草案(以下、草案)が地方自治に関する第8章を全面改定しようとしていることは重大です。日本を戦争する国にするためには、地方自治制度もそれにあわせて変える必要があるからです。戦争への道を許さないためにも、真の地方自治の充実に努めることは重要な課題です。

草案は、現行憲法の「地方自治の本旨を捨て去り、「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政」を実施し、「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」(草案92条)として

います。地方自治の主体であるはずの住民が単なる参画者にされ、また、住民の主権者としての権利が役務の提供を受けるだけの権利に矮小化されかねません。

憲法審査会での議論からみえること

4月20日の衆院憲法審査会は「国と地方のあり方」がテーマでした。自民党の中谷元二元防衛相は、「今、地方主権という言葉がある。地域に主権があるというのは、これはおぞましいこと」と発言。沖縄の基地問題にも触れて、「米軍基地県内移設」は、国と県に認識の差があり、「混乱がある現状のなかで、やはり国の安全保障と地方の主権とはつきり」と憲法に明記して、「国と地方の権限のあり方を」あらかじめ憲法に規定して明確にしておくことが必要である。つまり外交防衛は国の専権事項であって自治体の関与は許さない、他方、社会保障などは行政責任を自治体や住民に課して国は責任を負わない方向をめざしているのです。すでに辺野古の工事強行で、国はそうした態度をとっています。

地域から、自分たちの手で

安心して暮らせるまちづくり

かつて住民の運動で自治体の制度として老人医療費を無料化し、その力が政府を動かして、国の制度として70歳以上の医療費無料化を実現しました。最近でも、子ども医療費の無料化や対象年齢の拡大、所得制限撤廃など、署名や自治体交渉により、各地で実現させています。無料低額診療対象者の薬代について、自治体の助成制度を勝ちとる経験も生まれています。

今、政府が都道府県や市町村に医療費・介護費抑制の責任を負わせ、医療・介護大改悪を推進しようとしています。無差別平等の地域包括ケアの実現には、住民自治の力が非常に重要です。住民が主権者として、そして地域の主人公として、地域に必要な施策を自治体とともに作り、安心して暮らせるまちづくりの実践にとりくむことが求められます。

国家権力の手足を縛り、私たちの自由を絶対に奪わせない……この「立憲主義」が、安倍政権の横暴に対抗する合言葉になっていきます。そしてこの立憲主義を守らせる大事な手段が「三権分立」です。

日本国憲法も、権力を国会・内閣・司法に分けて、相互に監視・歯止めをかけるシステムをとっています。

このシステムの誕生は、アメリカ独立革命やフランス革命などの近代革命まで遡ります。

この時に、私たちは「生まれながらにして自由で平等」だから国家権力はそれを絶対に奪ってはいけない」とされ、初めて「人権」という思想が登場します。近代立憲主義です。

一人一人の幸せのために国家があり、そういう国家にするためには暴走しないように国家を縛らなければならぬという本物の立憲主義。この実現手段として登場したのが権力分立です。

なぜ、権力は分離されないと「立憲主義」が実現できないのでしょうか?

中世時代には、一応憲法で権力を縛る発想はありましたが、「人権」が根本になく、権力分立もなく、不十分でした。王様や貴族など1%の人が権力を握るため、誰も権力をチェックできません。1%だけが贅沢で、不満をいう人を黙らせることができる命令を出し、権力が分かれていないので裁判所も助けられません。

国民は何も言えず、貴族たちに怯え、生産物の8割までを取り上げられ、パンすら食べられない無権利状態でした。日本の封建時代もそうです。つまり権力は一つのところに固まると、「暴走」「独裁」になります。

「パンを食べさせろ！」これが革命の出发点でした。声をあげ、闘い、やっと勝ち取った成果が「近代立憲主義」「権力分立」です。

日本の立憲主義はさらに、ここに「平和主義」を加えました。平和を「人権」にまで高めて、立憲主義の枠組みを通して多数決でも奪うことができないものにした最先端の憲法です。「個人の尊厳」を根本にせず、「国のために死ぬ」と、国民を道具にした侵略戦争への痛恨の反省から、最先端の憲法が生まれました。

けれど「本物の立憲主義」が人類史の中で勝ち取られてきたように、私たち自身が、「自分の幸せを自分で決める」「そのために国に対して意見を言うし声を上げる」ということをしなければ、結局権力は暴走してしまいます。そこで今、市民と野党との共闘が始まっています。

安倍政権による「国の私物化」「権力の私物化」を許さない闘いをしてこそ、立憲主義・憲法の権利は確かなものになります。私たちの自由と権利、人間らしい生活のために、輪を広げていきましよう。



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.10

立憲主義を 実現させる手段 — 権力分立